

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：令和5年7月25日（令和5年（行情）諮問第635号）

答申日：令和6年3月8日（令和5年度（行情）答申第766号）

事件名：審査請求人の主張するパンデミック発生に至る特定の事実について分かる文書の不開示決定（不存在）に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

別紙に掲げる文書（以下「本件対象文書」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした決定は、妥当である。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、令和3年7月28日付け厚生労働省発健0728第39号により厚生労働大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った不開示決定（不存在）（以下「原処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由の要旨は、審査請求書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

新型コロナウイルス対策としてその発生源や原因などを特定しないで優秀な厚生労働省が感染症対策を行うことは考えられず、米国からも重要資料の提供を受けており、「米国立衛生研究所」、「アンソニーファウチ」、「武漢ウイルス研究所」の文字が入った文書を不存在とするのはでたらめ極まりない。

審査請求人は新型コロナウイルスに罹患し、ホテル療養となったが処方箋も与えられず苦しんだ恨みを果たすため、コロナウイルスの機能獲得研究を依頼したアメリカも中国も許さないため文書をしらみつぶしに探すことを求める。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

#### 1 本件審査請求の経緯

(1) 審査請求人は、開示請求者として、令和3年6月6日付け（同月28日受付）で、処分庁に対して、法3条の規定に基づき、本件対象文書に係る開示請求を行った。

(2) これに対して、処分庁が令和3年7月28日付け厚生労働省発総0728第39号により原処分を行ったところ、審査請求人は、これを不服

とし、同年8月8日付け（同月10日受付）で本件審査請求を提起したものである。

## 2 諮問庁としての考え方

本件審査請求について、原処分は妥当であるから、棄却すべきである。

## 3 理由

- (1) 審査請求人が開示を求める行政文書は、「米国立衛生研究所から研究資金の提供を受け、アンソニーファウチ米国立アレルギー感染症研究所長から研究委託を受けた武漢ウイルス研究所が研究過程で人工ウイルスを漏洩し、世界をパンデミック状態に陥らせたことなどの一連の事実について厚生労働省が保有する検証材料となる資料全て」である。
- (2) しかし、厚生労働省においては、審査請求人が指摘する事実については承知しておらず、当然のことながら、当該事実に係る行政文書を保有していない。
- (3) 審査請求人は、審査請求書において、種々主張するが、いずれも審査請求人が指摘する事実を裏付けるものではなく、処分庁が当該事実に係る行政文書を保有していないとすることに、不自然・不合理な点は認められない。

## 4 結論

以上のとおり、本件審査請求については、原処分は妥当であるから、棄却すべきである。

## 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- |   |           |               |
|---|-----------|---------------|
| ① | 令和5年7月25日 | 諮問の受理         |
| ② | 同日        | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ | 同年11月30日  | 審議            |
| ④ | 令和6年3月1日  | 審議            |

## 第5 審査会の判断の理由

### 1 本件開示請求について

本件開示請求に対し、処分庁は、審査請求人が指摘する事実については、承知しておらず、当然のことながら、当該事実に係る行政文書を保有していないとして、不開示（不存在）とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、①新型コロナウイルス対策としてその発生源や原因などを特定しないで優秀な厚生労働省が感染症対策を行うことは考えられない。②米国からも重要資料の提供を受けている。③「米国立衛生研究所」、「アンソニーファウチ」、「武漢ウイルス研究所」の文字が入った文書を不存在とするのはでたらめ極まりない、として、資料の存在を主張し、原処分の取消しを求めているが、諮問庁は、原処分を妥当としているので、以下、本件対象文書の保有の有無について検討する。

## 2 本件対象文書の保有の有無について

(1) 当審査会事務局職員をして、諮問庁に補足説明を求めさせたところ、以下のとおりであった。

ア 厚生労働省においては、審査請求人が「一連の事実」であると主張する内容と同趣旨の報道がされたことについては、報道自体は職員が個人として承知していることはあるが、当該報道については、具体的な根拠が明らかではないものと認識しており、当然のことながら、当該報道に係る行政文書を保有し、部内で共有していないだけにとどまらず、当該報道と同趣旨の行政文書についても保有・共有していない。

また、新型コロナウイルス感染症対策を行うに当たり、病原体そのものの性質等を調査・研究することはあっても、審査請求人が指摘する事実関係を確認することは直接的な業務ではないものと考えている。

なお、審査請求人は、審査請求書において、様々な主張を行っているが、いずれも審査請求人が主張する「一連の事実」について、裏付けるものではなく、根拠が薄弱であることから、厚生労働省が当該報道に係る行政文書を保有・共有しないだけでなく、当該報道と同趣旨の行政文書を保有・共有していないとすることに、不自然・不合理な点は認められない。

イ なお、念のため諮問庁における担当部署である健康局結核感染症課の書庫や共用フォルダ等を改めて探索したが、本件対象文書に該当する文書は発見されなかった。

(2) 以上を踏まえ検討する。

当審査会事務局職員をして確認させたところ、ウェブサイト上において、審査請求人が指摘する内容に関連した記事が認められるが、当該内容は、国の行政機関においてその内容の正確性が証明されている内容とは認められず、その内容の検証材料となる資料を行政文書として保有していないとする諮問庁の説明に、不自然・不合理な点は認められない。

また、上記(1)イの文書の探索範囲等についても不十分とはいえない。

したがって、厚生労働省において、本件対象文書を保有しているとは認められない。

## 3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

## 4 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、厚生労働省において本件対象文書を保有して

いるとは認められず，妥当であると判断した。

(第3部会)

委員 長屋 聡，委員 久末弥生，委員 葭葉裕子

## 別紙

### 本件対象文書

米国立衛生研究所から研究資金の提供を受け、アンソニーファウチ米国立アレルギー感染症研究所所長から研究委託を受けた武漢ウイルス研究所が研究過程で人工ウイルスを漏洩し、世界をパンデミック状態に陥らせたことなどの一連の事実について厚生労働省が保有する検証材料となる資料全て（文書改ざん，削除不可）